

議案第 16 号

天理市行政組織条例の一部改正について

天理市行政組織条例の一部を次のように改正しようとする。

平成19年 3 月 1 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市行政組織条例の一部を改正する条例

天理市行政組織条例（平成 9 年 3 月天理市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条市長公室の項第 1 号中「、交際」を削り、同項第 5 号中「行政監理」を「行政改革」に改め、同条総務部の項第 2 号中「並びに電子計算」を削り、同項第 3 号中「及び物品の購入」を削り、同項第 7 号を同項第 8 号とし、同項第 4 号から同項第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） 入札及び契約に関すること。

第 2 条総務部の項に次の 1 号を加える。

（9） 情報化に関すること。

第 2 条建設部の項中第 4 号を削り、第 3 号を第 4 号とし、同項第 2 号中「建設」を「建設等」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 地籍調査に関すること。

附 則

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。